

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：64401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2016

課題番号：15K12993

研究課題名(和文)法・会計・文化融合型の公共政策国際比較研究 チャリティ制度を事例に

研究課題名(英文) Interdisciplinary studies among law, accounting and culture on charity commissions

研究代表者

出口 正之(Deguchi, Masayuki)

国立民族学博物館・民族文化研究部・教授

研究者番号：90272799

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：法・会計・文化の学際的研究によって、公益認定制度の中で、規制に関する規定について「意図せざる法令解釈変更」が行われていることを発見した。これを「クリーブ現象」という新概念によって説明することに成功した。

これは従来の官僚制の研究には人格性を認めず、非人格的に官僚は政策を執行する組織として捉えていたウェーバー的理解に対し、官僚も人の集合体であるという前提のもと、意図せざる法令解釈変更が、規制強化的にも、規制緩和的にも生じていることを実証した点で非常に大きな意義がある。さらに民間側でも規制に対して過敏になりすぎて、法令で予定されている規制以上に、自主的に規制強化的に振舞う構図が発見できた。

研究成果の概要(英文)：Through interdisciplinary approaches of law, accounting and anthropology, the research finds that interpretation of the stipulation on regulation has been changed without any intention in charity commission system in Japan. The research group names it as a new concept of “creep phenomena” and can explain the phenomena successfully. In previous studies on bureaucracy such as Max Weber, bureaucrats are thought as individuals in an impersonal nature. It is, however, a premise that bureaucrats are consists of individuals with their own personality, and change on interpretation of law can be occurred without any intention to strengthen or to ease the regulations.

Moreover, charities can be found to act voluntarily more regulated than requirements by law to avoid unlawful behaviors.

研究分野：政治学

キーワード：公益法人 公益認定等委員会 領域設定総合化法 Charity Commission クリーブ現象 政策人類学
学 フィランソロビー 非営利セクター

1. 研究開始当初の背景

世界の国々では財政赤字は常態化し、それに対する有効な手立ては見つかっていない。そのような中で、各国とも「民間による公益活動」に対する期待が高まりを見せ、それを奨励するべく税の優遇政策を採用している。しかし、税の優遇を行う以上、そこに「公益性」を判断し監督する機関が必要である。例えば米国では判断・監督機関として税務当局が行う方式を採用しているが、英国では「チャリティ委員会」(注「チャリティ」とは日本の公益法人等に相当。以下同じ。)という第三者機関が判断する方式を採用していた(以下、この第三者機関方式を「チャリティ委員会方式」という)。これに関連して英国ではチャリティ法の大改革があり(2006年)、欧州、オセアニア、アジアの一部の国でも、「チャリティ委員会方式」が採用され始めた。「チャリティ委員会」の実際の運営は各国の法や会計さらに文化にも大きく依存しており、それらに関する国際比較研究が行われ始めている。例えば、民間公益研究分野に定評のある国際ジャーナルの *Voluntas : International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations* では、Cordery, Carolyn J., and Morgan, Gareth G.(2013)による特集が組まれていた。日本でも、公益法人の大改革が行われ、民間有識者からなる第三者機関の「公益認定等委員会」による「チャリティ委員会方式」が2007年から採用された。しかし、具体的な認定・監督の内容は、企業優位の日本社会にあって、グローバル化の影響を受けた会社法、企業会計、あるいは企業統治文化の影響をそれぞれに受けてできあがった制度となっていた。その結果、公益法人であるスポーツ団体や家元団体など伝統的な日本の非営利組織の独自の文化との軋轢も生じていた。これは公益法人に関する研究が少なかつたうえに、そもそも近接する研究も法・会計・文化に分断されていたことも一因と考えられる。そこで、本研究では、法・会計・文化の専門家からなる国際的研究組織を作り、公益法人の「チャリティ委員会方式」の制度を研究対象とする必要性を見出していた。

2. 研究の目的

本研究は「政策の現場」(以下「領域」と呼ぶ)で必要とされている研究分野の研究者を集めて、学問的な総合化を行おうとする方法論(「領域設定総合化法」と呼ぶ)を採用する。「公益認定等委員会」は、新規に作られた行政組織であり、法(公益認定法、一般社団法人法が関連領域)会計(平成20年度公益法人会計基準が関連領域)と公益法人の活動に関する専門家(文化)から構成される、国会同意人事委員による組織である。そこで、これに対応する形で、法(久保=連携研究者)・会計(尾上=連携研究者)・文化(出口及びラッタ)融合型の研究者を集め、研究

者が相互のディシプリンを融合させながら、民間公益の認定・監督に関する萌芽的な研究を実施し、日本と制度が酷似しているニュージーランド等の外国との国際比較研究を行うことでことによって日本における「チャリティーズ・スタディーズ(民間公益団体政策研究)」の立ち上げに挑戦することを目的とした。

3. 研究の方法

(1)期間は2年間とし、1年目は、各国の公益法人・チャリティに関する公表資料を収集したうえで、公益法人に対する法・会計・文化の研究者によるヒアリング調査。さらに、ニュージーランドの研究協力者(コーディネー)の来日に合わせて、内閣府公益認定等委員会、地方組織である京都府公益認定等審議会を含む公益法人へのヒアリング調査を実施した。国際的な視点を含めながら、日本の公益法人制度の研究を領域設定総合化法により実施した。

(2)2年目は、平成28年7月のストックホルムでの国際学会で発表(研究代表者出口及び連携研究者尾上)し、2年目終了時までにより強固な国際比較研究ネットワークの形成を行うとともに、法・会計・文化融合研究の「領域設定総合化法」を実施した。さらに、公益法人の会計基準が、企業会計に近づきつつある日本とは逆の動きで、チャリティ会計が企業会計から離れるように変更になったニュージーランドを訪問し、日本と比較検討をした。訪問先はCharities Services(政府機関=日本の公益認定等委員会に相当)、経済産業省、XRB(会計制度設定機関=政府機関)の他、各種のチャリティなどを訪問した。

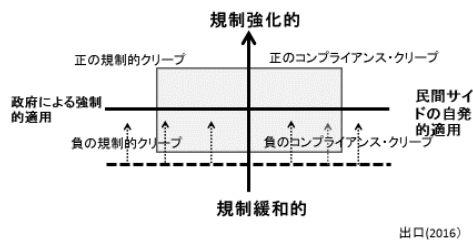
さらに、研究代表者がオーストラリアに招待講演された機会を捉えて、研究代表者一人ではあつたが、ACNC(Australian Charities and Not-For-Profit Organizations-日本の公益認定等委員会に相当する政府機関)をはじめ各種チャリティ(日本の内閣府公益法人行政担当室に相当)に対してヒアリング調査を実施した。またACNC改革の中心人物であつたRoyal CommissionのRobert Fitzgerald長官にも会い各自の基本的考え方をヒアリングした。

4. 研究成果

(1)「クリーブ現象」の実証的発見
日本の公益法人の公益性を判断し、法人を監督する公益認定制度は、法と会計が複雑に絡まっている。その中で公表資料を丹念に渉猟することによって「収入と費用に関する独特の規制」(公益認定法第5条6号のいわゆる「収支相償」規定)に関して「意図せざる法令解釈変更」が行われていることを発見した。これを研究代表者は「クリーブ現象」という新概念によって説明することに成功した。

これは従来の官僚制の研究に人格性を認めず、非人格的に官僚は政策を執行する組織

図1 クリープ現象



として捉えていたウェーバー的理解に対し、政策人類学的な観点から、官僚も人の集合体であり、人事異動その他の影響を強く受けるという前提のもと、意図せざる法令解釈変更が規制強化的にも、規制緩和的にも生じていることを実証した点で非常に大きな意義がある。さらに、これは民間側でも、規制に対して過敏になりすぎ「李下に冠を正さず」の姿勢によって、法令で予定されている規制以上に、自主的に規制強化的に振舞う構図が発見できた。

これらは大変大きな研究成果であると考えている。

(2) 民間公益組織に対する比例原則

領域設定総合化法を行わない会計学集団においては、「非営利会計には世界的に規模別対応は諸外国では行われていない。企業会計に近い。現金主義は適切な会計ではない」ということが一般に言われてきたし、例えば、内閣府の平成27年度の「公益法人の会計に関する研究会」の報告書などにも色濃く出ている。しかし、これに対して、ニュージーランドやオーストラリアでは、規模別の会計が実施されていて(米英でも同じ)、小規模法人には現金主義が認められている(米英でも同じ)ということが明らかになった。実際のヒアリング調査では、政策担当者は国を越えて主張していたのは「比例原則」の重要性である。小規模法人に会計報告書を作成するのに多大なコストをかけさせることは得策ではないということを前提として立案しているのに対して、日本の会計政策の中にはこの点が全く反映されていないことが明らかになった(出口 2017 掲載決定査読付き論文)。

引用文献

Cordery, Carolyn J., and Morgan, Gareth G.(2013), "Special Issue on Charity Accounting, Reporting and Regulation." *VOLUNTAS: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations* 24, no. 3 (2013): 757-759. 特集部分 757 905)

出口正之 2016 「“クリープ現象”としての収支相償論」非営利法人研究学会誌、非営利

出口正之 2017 「法人形態から見た『チャリティ・公益法人制度』の国際比較:非営利の法人制度と会計を巡っての政策人類学的比較研究」非営利法人研究学会誌 Vol.19 (印刷中)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計29件)

出口正之 2017 「法人形態から見た『チャリティ・公益法人制度』の国際比較:非営利の法人制度と会計を巡っての政策人類学的比較研究」非営利法人研究学会誌 Vol.19 (掲載決定:印刷中) (査読あり)

Eliya Onoe 2016 Changes to the Accountability Concept in Japan's PIC Accounting Standard: Accountability to Whom, and for What?. 『研究年報』11号(大原大学院大学)pp163-172 (査読なし)

出口正之 2016 「“クリープ現象”としての収支相償論」非営利法人研究学会誌、非営利法人研究学会 Vol.18、pp29-38 (査読あり)

Masayuki Deguchi 2016 GLOBALIZATION, GLOCALIZATION, AND GALÁPAGOS SYNDROME: PUBLIC INTEREST CORPORATIONS IN JAPAN. *International Journal of Not-for-Profit Law*, w / vol. 18, no. 1, May 2016 pp5-14 (査読あり)

Masayuki Deguchi 2016 Policy change making the biggest Corporate Philanthropy in Japan: Yamato Welfare Foundation and "the service related philanthropy" (SRP) pp67-80, *Policy Science*, The policy Science Association of Ritsumeikan University, March, 2016 (査読なし)

出口正之 2015 「公益法人制度の昭和改革と平成改革における組織転換の研究」非営利法人研究学会誌, 17, 49-60. (査読付き)

[学会発表](計9件)

Masayuki Deguchi 2017 Philanthropy Civil Society in Asia: International Conference in Melbourne 2月2日メルボルン大学,メルボルン(オーストラリア)招待あり。

出口正之 2016 法人形態から見たチャリティ資格の国際比較：法人制度と会計を巡って政策人類学的比較研究 第20回非営利法人研究学会全国大会 平成 28 年 9 月 16 - 18 日 於)成蹊大学

Carolyn Cordery and Masayuki Deguchi2016 Charity Regulation: Drivers for Differences and Similarities in Accountability and Transparency (Carolyn Cordery と共著) Presenting paper for the 12th ISTR International Conference Ersta Sköndal University College Stockholm, (スエーデン) 28 June - 1 July 2016

Masayuki Deguchi 2016 A Sectorial Labyrinth: Legal and Accounting Frameworks of the Third Sector Organizations in Japan for 120 Years presenting paper for the 12th ISTR International Conference Ersta Sköndal University College Stockholm, (Sweden) 28 June - 1 July 2016

Eliya Onoe 2016 Changes to the Accountability Concept in Japan's PIC Accounting Standard: Accountability to Whom, and for What?. presenting paper for the 12th ISTR International Conference Ersta Sköndal University College Stockholm, (Sweden) 28 June - 1 July 2016

出口正之 2015 「日本公益慈善に関する法律と政策」(招待講演)第四届中国公益慈善会专题论坛深圳大学社会管理创新研究所他 深圳, (中国) 9 月 18-20 日。招待あり。

出口正之 2015 「“クリープ現象”としての収支相償論」非営利法人研究学会 第19回全国大会 9月16日・17日 於)神戸大学

Masayuki Deguchi 2015 Paternalism and Compliance Creep: Before and After the Public Interest Corporation Reforms in Japan, 9th ISTR Asian Pacific regional conference/Nihon Univ., Tokyo AUGUST 27 - 28.

Masayuki Deguchi 2015 "Policy change making the biggest Corporate Philanthropy in Japan, The 7th International Conference of the European Research Network On Philanthropy", ESSEC Business School,

Cergy Campus, Paris, (France) 9 - 10 July.

[図書](計 0件)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

出口 正之 (DEGUCHI, Masayuki)
国立民族学博物館・民族文化研究部・教授
研究者番号：90272799

(2) 研究分担者 なし
()

研究者番号：

(3) 連携研究者

尾上 選哉 (ONOE, Eliya)
大原大学院大学・会計学研究科・教授
研究者番号：00341199

久保 秀雄 (KUBO, Hideo)
京都産業大学・法学部・准教授
研究者番号：80378512

ララッタ ロザリオ (LARRATA, Rosario)
明治大学・ガバナンス研究科・准教授
研究者番号：30598313

(4) 研究協力者

コーデリー キャロリン
(CODERY, Carolyn. J.)